付援の人

2020年5月1 大阪府関係職員労働組合

イルス感染症により生じた事態

部改正を行い、新型コロナウ

府職労は、

国が人事院規則の

を提案しました。

対策業務に係る特殊勤務手当

(防疫等作業手当)

の改正について」 ナウイルス感染症

4

· 月 30 日 、

府当局は府職労に対し

新型コロ

患者、 業務、 対象としています。 時間にわたり接する業務を支給 に接触して行う業務、 する業務、 や培養のため病原体を取り扱う ある物の処理、③病原体の検査 ②病原体が付着や付着の疑いの 染の疑いのある者に接する業務 ホテル)における連絡調整に関 置に準拠し、①感染症患者、 モンドプリンセス号等の特例措 「額3千円、 支給額については、 ④療養施設(軽症者療養 感染の疑いのある者に長 ⑤感染症患者の身体 56につい 1) ⑥感染症 ては日 **4**は

> に、 同水準の手当が支給できるよう 康安全基盤研究所においても、 するように求めました。 ものであり、早急に実施、 提案は、この間の要求に応える 日までとしていますが、 大阪府として働きかけるととも また、 必要な予算措置を求めまし 府立病院機構、 大阪健 今回の

込み」と説明しています。 を経て6月以降の支給となる見 必要なため、5月府議会の議決 なお、 府当局は「条例改正が に再三、求めていました。

今回の提案では、国のダイヤ

と同基準の手当支給を行うよう

新型コロナウイルス感染症対策 緊急申入れを行い、保健所等で 当の特例を設けたことを踏まえ、 に対処するための防疫等作業手

業務に従事する職員に対し、

玉

員 等について申入れ の健 |康と安全確

睵

取り組もうと10項目の申入 研究所との連携を強め、 立病院機構、大阪健康安全基盤 るため、府庁一丸となって、 スの爆発的な感染者の増加を抑 (4月8日) を行いました。 府職労は、 府民のいのちと健康を守 新型コロナウイル 全力で n

> め、 員の疲弊も深刻化しています。 (裏面掲載) こうした事態を少しでも解消 職員の健康と安全を守るた 引き続き14項目の申入れ を行いました。

働

災害時であっても対応できる職 員体制を求めてきましたが、こ ような感染症の発生をはじめ、

労労 職労は、これまでも今回の 組 合が必要

件改善には

を心より呼 かけます。 職労への加 Ċ 入

件を向上させることができます。 みなさんの府 るよう取り組みを進めます。 あっても、安全に働き続けられ ためにも、 引き続き、 府職労は緊急時で

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当(防疫等作業手当)の改正について(提案)

- 提案理由:今般の新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当(防疫等作業手当)につい て、特例措置を講じることとする。
- 提案内容:国のダイヤモンドプリンセス号等の特例措置に準拠し、以下のとおり定める。

	対 象 業 務	手当額 (日額)
防疫等作業手当	①新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務 ②新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理 ③新型コロナウイルス感染症の病原体の検査又は培養のため当該病原体を取り扱う業務 ④新型コロナウイルス感染症の患者が療養を行っている施設における連絡調整に関する 業務	3,000円
当	⑤新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して行う業務 ⑥新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症にかかっている疑い のある者に長時間にわたり接する業務	4,000円

- ※③、④及び⑥の業務で2日にわたる勤務に従事する場合にあっては、継続した勤務1回につき3,000円又は4,000 円とする。
- ※特例適用の期間は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1 条に規定する新型コロナウイルス感染症に関する業務に従事した期間とする。
- 実施時期:条例公布の日 (令和2年5月議会に条例改正案を提出予定)
- **適用日**:令和2年2月1日

布の日とし、

2月1日に遡り適

いますが、

依然として保健所

用するとしています。

協議期限については、

5 月 11

医療現場をはじめ、

現場は混乱

長時間過密労働が続き、

職

額4千円としています。

実施時期については、

条例公

応援体制の強化も取り組まれて

現在も危機管理室、保健医

保健所、

商工労働部等へ

の

- ※新型コロナウイルス感染症対策業務に従事した職員に適用する必要があるため。
- 5 協議期限:令和2年5月11日

組合加入はこちらから→

把握し、要求することで労働条 働組合がしっかり現場の状況を のような緊急時だからこそ、 大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府職員労働組合 執行委員長 小松 康則

新型コロナウイルス感染症の収束をめざして、府 庁一丸となった協力体制と職員の健康・安全を守 ることを求める緊急申入れ

府職労は、新型コロナウイルスの爆発的な感染者の増加を抑制し、府民のいのちと健康を守るため、府庁一丸となって、府立病院機構、大阪健康安全基盤研究所との連携を強め、全力で取り組もうと10項目の申入れ(4月8日)を行いました。

その後、危機管理室、保健医療室、保健所、商工 労働部等への応援体制の強化、特殊勤務手当(防疫 等作業手当)の増額、学校等の臨時休業に伴う職務 専念義務免除の取扱いの拡大など、申入れに沿った 対応をしていただいていることに敬意を表します。

しかし、依然として保健所、医療現場をはじめ、 現場は混乱し、長時間過密労働が続き、職員の疲弊 も深刻化しています。

こうした事態を少しでも解消し、職員の健康と安全を守るため、以下のとおり申入れます。

1. 職員の安全確保に全力を尽くすこと。感染拡大 を防止するため、感染者や濃厚接触者を隔離して 対応できるよう環境整備すること。

また、感染者や濃厚接触者に対応する可能性の ある業務を行う職員に対し、個人防護具(服)を 必要数確保するなど、感染防止に努めること。

- 2. 職員の3月~4月の時間外勤務実績を明らかにし、職員の過重労働対策を行うこと。
- 3. 保健所職員(特に保健師)を直ちに大幅に増員 すること。当面の措置として、臨時的任用職員(保 健師)の採用を行い、必要な予算措置を行うこと。
- 4. 保健所への応援体制を強化すること。具体的には保健師等の電話対応の負担等を軽減するため、 各保健所に電話対応専用の支援体制を確立する こと。

また、夜間・休日等に自宅で電話等の対応をする職員に対し、オンコール手当を支給すること。

5. 危機管理室、健康医療部、商工労働部のコール センター応援体制を強化すること。コールセンタ ーでの電話応答業務については1台の電話に対 し2人の職員の配置、ローテーションするなど、 職員の休憩・休息時間の確保に努めること。

- 6. 保護者が新型コロナウイルスに感染した場合の 児童の保護にあたっては、児童と職員の安全確保 に万全を尽くすこと。児童の安全確保のため、常 時(夜勤時も含む)複数の職員が対応できるよう 体制を取ること。そのため、緊急にケースワーカ ー(臨時的任用職員を含む)を増員すること。ケ ースワーカー等での対応が困難な場合は、他部局 からの応援も含め検討すること。
- 7. 職員の応援については、職員の希望も聞くとともに、健康状態や育児・介護等の要件にも配慮すること。
- 8. 現在の状況下において、非常勤職員の在宅勤務 適用を原則として認めること。在宅勤務が困難な 場合は、自宅待機とすること。
- 9. 在宅勤務にあたっては、妊娠している職員、基 礎疾患のある職員を優先するなどの配慮を行う こと。在宅勤務が困難な場合は、自宅待機とする こと。
- 10. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介 護施設の休業や利用自粛等の要請等があり、被介 護人の世話が必要な場合、職務専念義務を免除す ること。
- 1 1. 全庁的に在宅勤務や応援体制が取られ、職場 内での会議開催も自粛している状況を踏まえ、今 年度の人事評価を中止すること。
- 12. 新型コロナウイルス感染症業務に従事した職員が感染した場合は、厚生労働省労働基準局補償課長通知(基補発0428第1号/令和2年4月28日)を踏まえ、速やかに公務災害認定を行うよう地方公務員災害補償基金大阪府支部に働きかけること。
- 13. 職員数管理目標を見直し、感染症の蔓延や今後も予測される地震、台風、豪雨等の災害時にも十分に対応できるマンパワーを備えるために、職員を増やすことを可能とする整備を行うこと。
- 1 4. 新型コロナウイルス感染症対策業務に係る特殊勤務手当(防疫等作業手当)については、府立病院、大阪健康安全基盤研究所の職員にも同水準の手当が保障されるよう大阪府として働きかけるとともに、必要な予算措置を行うこと。